



# 220610 行政各所事前相談 議事メモ

#### 9:30 八王子市保健所 食品衛生課 波間様

- 1. 本件はどの種の許可対象であるか。飲食店営業 or 簡易な飲食店営業
  - →飲食店営業許可申請の対象。以下、施設整備の対応まとめ
  - ・ 厨房内床面排水設備は不要。グリーストラップは業態に応じて設置のこと。 厨房内の水道は
    - 器具洗浄用シンク、食材洗浄用シンク、従業者手洗消毒用ボウル(シンク) の3点があることが望ましい。

記録:原﨑寛明

- ・ 器具洗浄用シンクは食器洗浄機で兼ねてもよい。食器洗浄機排水は直接排水のこ と。
- 従業者手洗消毒用ボウル(シンク)はレバー水栓または自動水栓とすること。
- 食器棚は戸棚とすること。
- 厨房入り口にスイングドアを設置。
- 客席を区画するため、出入り口の引き戸は必須。
- 厨房および客席に換気設備を設けること。
- 2. 客席に持ち込みの食材を調理するためにカセットコンロ等を貸し出すことは問題ない
  - →持ち込み利用可、カセットコンロ貸出可。
- 3. 弁当、惣菜の販売は可能か。
  - →可能。営業許可申請と合わせて食品販売業届出を行うこと。
- 4. 許可手続きの各種スケジュール
  - 工事完了10日前までに申請書、衛生責任者資格証明書、施設図面、申請手数料 18,300 円を窓口提出のこと。
  - 施設完成の確認検査日は提出時に調整する。
- 5. ほか留意すべきことの確認
  - 営業申請者は個人でも法人でも可能だが、個人で申請の場合営業者が変わるとき に再申請が必要となってしまうので注意。

#### 10:30 八王子市 福祉政策課 船田様

- 1. 東京都福まち条例の対象範囲の確認
  - 本件の用途規模より小規模建築物に当てはまるため、
  - ・ 敷地内通路、出入口、便所について、条例基準を遵守することとなる。

- →よって、本件は車いす使用者便房の設置が求められる。仕様詳細は福まち整備 マニュアルを参照のこと。
- →敷地内通路(幅 1200 以上)、出入口(幅 800 以上)については、現状プランで問題ない。
- →床勾配は 1/20 以下であること。
- ・ 本件は物品販売店から飲食店への用途変更だが、計画規模及び内容により、これ にかかる建築確認は不要である。(延床面積 200m2 以下など)
- ・しかし、福まち届出は本件規模の用途変更において必要となる。

#### 2. 許可手続きの各種スケジュール

- ・ 届出書(3号様式)、項目表(7号様式)、添付図面を各2部揃え、着工30日 前までに提出のこと。
  - →届出書内に建物全体の構造規模、延床面積の情報が必要。これら<u>既存建物情報</u> については、まちづくり協議会で調査すること。以下同じ。
  - →届出受理1週間後、郵送にて1部返却。届出のみのため、現地検査等はなし。

### 11:30 八王子消防署 予防係 諏訪部様

- 1. 提出すべき届出の確認
  - 防火対象物工事計画届、防火対象物使用開始届、消防用設備等設置届(消火器)の3点が必要。届出書の様式は東京消防庁 HPより DLのこと。
- 2. 許認可にあたり必要な消防設備等の確認
  - ・ 厨房が火器使用室のため消火器設置が必要。
  - ・ 令8区画により誘導灯、自火報の設置は免除。

#### 3. 各届出の概要

- · 防火対象物工事計画届
  - →着工7日前までに提出のこと。
  - →提出物は概要表、添付図書(仕上表、平面図、換気設備図、各厨房設備仕様書、FD ベントキャップ仕様書等)
  - →届出書内に建物全体の構造規模、延床面積の情報が必要。
- 防火対象物使用開始届
  - →開業7日前までに提出のこと。工事計画届と同時提出も可能。
  - →提出物は概要表、添付図書(工事計画届と同じでよい)

- →工事計画届出時と図書の変更等なければ、再度の図面添付は不要。変更があった もののみでよい。
- →工事完了時に現地検査を行う。問題なければ翌日に申請者に通知を出す。
- · 消防用設備等設置届(消火器)
  - →設置後4日以内に提出のこと。
  - →提出物は届出書、添付図書(消火器配置平面図、消火器仕様書、同検査結果 書)

## 4. ほか留意すべきことの確認

・ 開業後に防火管理者選任届の届出が必要。資格者が必要。

以上